◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第387号（H29.2.3）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝5件（1月27日～2月2日分）
(1)乗合バスの転落事故
(2)特定バスの衝突事故
(3)法人タクシーの路面電車との衝突事故①
(4)法人タクシーの路面電車との衝突事故②
(5)大型トラックの酒気帯び事故
2.「トラック運送における生産性向上セミナー」を開催します！～あわせてトラック運送事業者のための「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」等を公開～【新着情報】
3.2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！ー大型自動車等ユーザーへの日常点検整備及び一定走行後の増し締めの再徹底ー【新着情報】
4.事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の再徹底について通達を発出（中部運輸局発）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【1.重大事故等情報＝5件】（1月27日～2月2日分）
(1) 乗合バスの転落事故
1月27日（金）午後7時10分頃、北海道の町道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客2名を乗せ運行中、左側の路外約1m下に転落した。
この事故による負傷者はなし。
現場は平坦な直線道路で路面が凍結しており、バスが強風にあおられて転落した模様。

(2)特定バスの衝突事故
1月30日（月）午後1時30分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く特定バスが乗客2名を乗せ運行中、交差点の信号柱に衝突した。
この事故により、乗客1名が重傷を負い、乗客1名と当該バス運転者が軽傷を負った。

(3)法人タクシーの路面電車との衝突事故①
1月27日（金）午後10時45分頃、熊本県の県道において、同県に営業所を置く法

人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、交差点を右折しようとした際に左方向から進行してきた路面電車と接触した。
この事故による負傷者はなし。
現場の交差点はタクシー側に信号機がなく、タクシーの運転者は交差点手前で一時停止したものの乗客との会話に気を取られていたため路面電車と接触した模様。

⑷法人タクシーの路面電車との衝突事故②
1月31日（火）午前10時38分頃、北海道の市道において、道内に営業所を置く法人タクシーが運行中、乗客1名を乗車させた後Ｕターンを行ったところ、後方から進行してきた路面電車と衝突した。
この事故により、タクシーの乗客が軽傷を負った。

⑸大型トラックの酒気帯び事故
1月31日（火）午後3時00分頃、宮城県において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、商業施設駐車場の工事用フェンスに衝突した。
この事故による負傷者はなし。
事故後の警察の調べで、大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕された模様。

上記5件の死傷者数計：死亡0名、重傷1名、軽傷3名（速報値）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【2.「トラック運送における生産性向上セミナー」を開催します！～あわせてトラック運送事業者のための「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」等を公開～】（新着情報）

国土交通省は、トラック運送事業者の取引条件改善や生産性向上を支援することを目的に、トラック運送事業者・荷主を対象としたセミナーを、2月14日（火）から全国9都市で開催します。
また、これに先立ち、トラック運送事業者向け「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」と、運送委託者向けに取引上の留意点などをわかりやすくまとめたリーフレットを公開いたします。

トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、全産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることなどから、物流を支える運転者の確保が難しい状況が生じているところです。
労働力不足の解決のためには、[1]取引環境の改善と、[2]輸送の効率化をはじめとした生産性向上が重要です。国土交通省では、[1]を支援するため、トラック

運送事業者向けの「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」及び運送委託者向けに取引上の留意点などをわかりやすくまとめたリーフレットを作成しました。また、[2]を支援するため「トラック運送における生産性向上方策に関する手引き」をとりまとめました。
今般、これらの内容を含め、トラック運送事業者の取引条件の改善や生産性向上に役立つ方策について周知するため、「トラック運送における生産性向上セミナー」を、トラック運送事業者及び荷主を対象に全国9都市（札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）で開催いたしますので、奮ってご参加下さい。
なお、上述のハンドブック及びリーフレットは国土交通省ホームページで公開いたしますので、ご活用下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000121.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【3.2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！ー大型自動車等ユーザーへの日常点検整備及び一定走行後の増し締めの再徹底ー】
（新着情報）

大型自動車（車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス）のホイール・ボルト折損やホイール・ナットの脱落により車輪が脱落した場合、歩行者や他の車両の乗員に大きな被害を与える可能性があり、従来から同事故の防止に向け周知を行っているところです。
平成28年4月から12月までの車輪脱落事故発生件数は29件（速報値）と前年同期（28件）よりも多くなっている状況です。
このため、国土交通省では、同事故の月別発生件数のピークとなる2月を前に自動車関係団体を通じ、大型自動車等のユーザーに対して、日常（運行前）点検での確認、一定走行後の増し締めを再徹底することにより、同事故の防止を図ります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000151.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【4.　事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の再徹底について通達を発出（中部運輸局発）】
（配信日：H29.1.27）

事業用自動車の運転者による飲酒運転防止については、「事業用自動車総合安全

プラン2009」において、「飲酒運転の根絶（ゼロ）」の目標達成に向け、関係者一丸となって取り組んできているところです。
特に、当局管内においては、飲酒運転の事案が本年度に入り後を絶たない状況であることを踏まえ、「事業用自動車の運転者による飲酒運転の防止について」（平成28年6月13日付）及び「事業用自動車の安全確保の徹底について」（平成28年9月21日付）において、飲酒運転防止の周知徹底を図ってきたところであります。
しかしながら、本年に入り、静岡県の乗合事業者において、アルコール検知器の定期点検が確実に実施されていなかったことでアルコール検知器が正常に動作せず、運転者の酒気帯びの有無が確認できない状態で乗務させた事案が発生しました。更に、岐阜県の乗合事業者において、運転者がアルコールの検出を恐れ、同僚の運転者に代わりにアルコール検査をさせ運行した事案が発生しております。
このような事案は、安全、確実な輸送を社会的使命とする自動車運送事業の信頼を著しく失墜させる行為であり、極めて遺憾であります。
自動車運送事業者におかれましては、その責任の重大性を再度、認識され、同様の事案が発生しないよう、下記資料を活用するなどして運行管理者や所属運転者等に飲酒運転防止に係る対策を実施されるようお願いいたします。

記

（資料）
「飲酒運転防止対策マニュアル」は全日本トラック協会のHP
　http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/inshuunten_boushi_ver3.pdf
　からダウンロードしてください。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】
　発行　国土交通省自動車局安全政策課
　＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。
　よくある質問（配信登録の解除方法等）
　（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）
　＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
　配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
　（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
　＊自動車局ホームページ
　（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆